

国・地方公共団体屋外広告物通知書

（表）

年 月 日

（あて先）
大津市長

通知者 所在地 〒

名称

代表者の氏名

印

電話（ ） -

大津市屋外広告物条例第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。

1種	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他[] <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり					
直接該当しない場合は最も類似したものを 選ぶこと。						
2規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属[] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他[]					
4表示(設置)期間	年 月 日～ 年 月 日(年・月間)					
5表示(設置)に係る場所(区域)	大津市	条例上の地域区分等	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 許可地域（第1種・第2種・第3種） <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区（ 地区） <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域（ 地域） <input type="checkbox"/> 指定沿道及び沿線地域 （鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道）			
6都市計画法等で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種・第2種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種・第2種中高層住居専用地域／第1種・第2種住居地域・準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業・商業地域、 <input type="checkbox"/> 準工業・工業・工業専用地域 <input type="checkbox"/> 風致地区、 <input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区、 <input type="checkbox"/> 北部湖岸眺望景観保全地域 <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存区域、 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域、 <input type="checkbox"/> 地区計画（ 地区）					
7担当部課名	電話() -					
	担当者					
8別に管理者を定めた場合の管理者	住所氏名	電話() -				
※受付欄	※決裁区分	※決裁権者	※課員		※担当者	
※経過欄	了知した旨の通知	年 月 日 第 号				

※裏面にも記載事項があります。

(裏)

9 工事施行者	住所 氏名	電話() -		
	屋外広告業の登録番号等	年 月 日	大津市屋外広告業登録第	号
10				
写真ちょう付欄				

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書並びに図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真（通知の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）
 - (6) 大津市景観計画で定める眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から 31 メートルを超えるときには、当該広告物に対応する同計画で定める重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 - 3 該当する()内に印を付すこと。
 - 4 ※欄は、記入しないこと。